

鳥取県立図書館・鳥取県立公文書館空調設備保守点検業務仕様書

1 業務名称及び履行期間

(1) 業務の名称

鳥取県立図書館・鳥取県立公文書館空調設備保守点検業務

(2) 履行期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

2 場 所

鳥取市尚徳町101番地

鳥取県立図書館・鳥取県立公文書館

3 対象機器

別紙のとおり

4 業務内容

- (1) 空調機器を常に正常に保つため、技術者を派遣して保守点検を行うものである。
- (2) 保守点検は年2回とし、冷房及び暖房シーズン前に行うものとし、具体的な点検時期は委託者と協議して決定すること。
- (3) 上記保守点検時に、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律により管理者に実施を求められている「定期点検」及び「簡易定期点検」を実施すること。
(対象機器の点検・整備記録簿を作成し、点検結果を記録すること)
- (4) 空調設備機器の点検に、エアフィルターの清掃及び点検を含むものとする。
- (5) 故障等による発注者からの緊急時対応依頼に対し、速やかに技術者を配置し対応する。また、交換部品等が円滑に調達できる体制を整えておくこと。依頼があった場合、連絡を受けてから原則として60分以内に作業を開始すること。
- (6) 業務実施後下記の作業報告書等を1部提出（業務内容等により状況写真を添付）すること。
 - ・点検報告書（年2回）
(併せて、「定期点検」及び「簡易定期点検」対象機器の点検・整備記録簿を作成し、点検結果を記録すること)
 - ・故障時報告書（随時報告）
報告様式は製造者標準様式とする。
- (7) 鳥取県立図書館・鳥取県立公文書館内で実施される他設備の点検業務及び工事により、空調設備に影響があるため発注者より対応依頼があった場合は、立会及び必要な対応（操作等）を行う。

5 適用除外

次の各条項については、保守点検の適用除外とする。

- (1) 委託者の不当な取扱又は故意若しくは過失によって生じた故障
- (2) 委託者が受託者に協議することなく行った修理・改造により又は受託者の指定する部品以外の部品を使用して生じた損傷及び故障
- (3) 委託者が受託者に協議することなく行った機器の性能に影響を及ぼす設備の仕様変更、移設等によって生じた故障
- (4) 保温、保冷、塗装の復旧工事
- (5) 天災及び大気汚染等の公害による損傷

6 特記事項

- (1) 保守点検に当たっては、自動制御設備の保守点検に当たる者と適切な連携を図るものとする。
- (2) 点検に伴い必要となる通常の消耗品は、受注者において負担とし常備しておくこと。また、交換部品については発注者の負担とする。
- (3) 業務実施に伴い既製部分を汚損または損傷した場合は、既製にならない補修すること。また、第三者に被害を及ぼした場合は、保証をおこなうこと。

7 個人情報の保護

受注者は、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を遵守しなければならない。

8 その他

この仕様書に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（平成25年版）」によること。

(別 記)

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約による業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等をき損及び滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第8 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。